

● 平時の準備の充実

- 国や市町村等の関係機関と連携し、平時から訓練を定期的に実施する。
- 感染症法等の計画に基づき、関係機関と協定を締結。感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保
- 各関係機関との連携体制やネットワークの構築

● 横断的視点の設定

- I 人材育成
平時から中長期的な視野による感染症危機管理人材の育成
- II 国との連携
国と県の適切な役割分担（国：基本的方針の策定、県：感染症法・特措法等に基づく実務）
- III DXの推進
DXの推進や技術革新による対応能力の強化
- IV 研究開発への支援
国が推進する研究開発・臨床研究等に協力し、ワクチン・診断薬・治療薬の早期実用化につなげる。

● 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
- 6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化
- 検査やワクチン等の項目について、記載を充実させるとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方等を整理
- 横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化

● 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）

● 各論13項目の概要 ※ 下線は新項目

1 実施体制

- ◆ 平時から、関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化する。
- ◆ 新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材の育成や人員確保を推進する。
- ◆ 必要に応じて感染症法や特措法に基づく総合調整や指示を行いながら、対策を的確かつ迅速に実施する。

2 情報収集・分析

- ◆ あらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析するため、関係機関とのネットワークを形成、維持・向上させる。
- ◆ 社会経済活動との両立を見据え、感染症対策の判断に際しては、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価を行うとともに、県民生活及び県民経済の状況を把握する。

3 サバイランス

- ◆ 関係機関との連携強化を含む感染症サバイランスの実施体制の構築を行う。
- ◆ 平時から感染症サバイランスを実施するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サバイランスを開始する等、状況に応じた感染症サバイランスを実施する。

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ◆ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布の恐れがある。
- ◆ 対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、県民等が適切に判断・行動できるようにする。
- ◆ 平時から、感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法を整理する。

5 水際対策

- ◆ 成田空港や千葉港を抱える自治体として、国との連携を強化するとともに、国が講ずる水際対策に協力する。

6 まん延防止

- ◆ 適切な医療の提供とあわせてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制する。
- ◆ 病原体の性状の変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える。
- ◆ 必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置を含めた強度の高いまん延防止対策を行う場合の勘案事項を整理する。

7 ワクチン

- ◆ 平時から予防接種の具体的な実施方法を検討し、有事において円滑な接種を実施できるよう着実に準備を進める。
- ◆ ワクチンに関し、科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、県民の理解を促進する。

8 医療

- ◆ 感染症医療及びその他の通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療を滞りなく提供するために、平時から、予防計画及び医療計画に基づく都道府県と医療機関の医療措置協定の締結等を通じて、有事に関係機関が連携して、感染症医療を提供できる体制を整備する。
- ◆ 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、県民の生命及び健康を守る。

9 治療薬・治療法

- ◆ 新型インフルエンザ等の発生時に、国が確保した治療薬や確立した治療法を、速やかに県下全域に普及させる。
- ◆ 有事に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。

10 検査

- ◆ 平時には機器や資材の確保、発生直後より検査の立上げ、流行初期以降では国と連携し、適宜検査体制の見直しを行う。

11 保健

- ◆ 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する。
- ◆ 保健所及び地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援等を行う。
- ◆ 国からの支援も受けながら、平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

12 物資

- ◆ 医療機関を始めとした必要な機関に、有事の際に必要な感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成する。

13 県民生活及び県民経済の安定の確保

- ◆ 新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や県民に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ◆ 新型インフルエンザ等発生時には、事業者や県民は、自ら事業継続や感染防止に努め、県及び市町村は、県民生活及び社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う。